【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月26日

【会社名】 三菱自動車工業株式会社

【英訳名】 MITSUBISHI MOTORS CORPORATION

【代表者の役職氏名】取締役社長兼COO 相川 哲郎【本店の所在の場所】東京都港区芝五丁目33番8号

【電話番号】 (03)3456-1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務渉外部長 藤倉 佳子

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目33番8号

【電話番号】 (03)3456-1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務渉外部長 藤倉 佳子 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金8.5円 配当総額 8,359,240,629円 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、定款第27条(取締役の責任免除)及び第37条(監査役の責任の免除)の規定の一部を変更する。

第3号議案 取締役14名選任の件

取締役として、益子 修、相川 哲郎、春成 敬、中尾 龍吾、上杉 雅勇、青砥 修一、 田畑 豊、服部 俊彦、泉澤 清次、安藤 剛史、佐々木 幹夫、坂本 春生、宮永 俊一及び 新浪 剛史を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、中村 義和及び竹岡 八重子を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	7,230,787	30,636	21,474	(注)1	可決(98.50%)
第2号議案	7,245,611	15,811	21,474	(注)2	可決(98.70%)
第3号議案				(注)3	
益子修	7,168,633	87,462	25,952		可決(97.66%)
相川 哲郎	7,210,611	45,485	25,952		可決 (98.23%)
春成 敬	7,208,727	47,369	25,952		可決(98.20%)
中尾 龍吾	7,209,685	46,411	25,952		可決(98.21%)
上杉 雅勇	7,209,678	46,418	25,952		可決(98.21%)
青砥修一	7,209,173	46,923	25,952		可決(98.21%)
田畑 豊	7,209,521	46,575	25,952		可決(98.21%)
服部 俊彦	7,209,638	46,458	25,952		可決(98.21%)
泉澤 清次	7,209,725	46,371	25,952		可決(98.21%)
安藤 剛史	7,209,924	46,172	25,952		可決(98.22%)
佐々木 幹夫	6,058,410	1,202,160	21,473		可決(82.53%)
坂本 春生	7,215,342	45,235	21,473		可決(98.29%)
宮永 俊一	6,282,974	977,596	21,473		可決(85.59%)
新浪 剛史	7,020,371	240,204	21,473	_	可決 (95.64%)
第4号議案				(注)3	
中村 義和	6,982,400	278,802	21,473		可決(95.12%)
竹岡 八重子	7,241,604	19,602	21,473		可決 (98.65%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により 各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び 棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上